

当院における診療情報提供についてのお知らせ

1. 基本理念

当院は、医師をはじめとする医療従事者が診療情報を積極的に提供することにより、患者さんが疾病と診療の内容を十分に理解し、医療の担い手である医療従事者と医療を受ける患者さんとが、共同して疾病を克服し、医療従事者と患者さんとの間のより良い信頼関係を築くことを目的とします。

2. 言葉の定義

この「お知らせ」で使う用語の意味は以下の通りです。

- ① 診療情報…診療の過程で、患者さんの心と体の状況、病状、治療などのついて、医師またはその指揮・監督下にある医療従事者が知りえた情報。
- ② 診療録…医師法第24条で定められた文書：一般にカルテといわれるもの
- ③ 診療記録等…診療録(カルテ)を含めた各種検査記録、検査成績表、エックス線写真、看護記録、その他、診療の過程で患者さんの心身の状況、病状等について作成、記録された文書、画像など。
- ④ 診療記録等の開示…患者さん本人、「開示を求めうる人(後述)」に対して、診療記録の閲覧・謄写の求めに応じることをいいます。

3. 診療情報の提供

- ① 診療情報提供の一般原則
 - * 医師は、患者さんに対して懇切に診療情報を説明・提供するよう努めます。
 - * 診療情報は、口頭による説明、説明文書の交付、診療記録等の開示等、具体的状況に即した適切な方法により提供いたします。
- ② 診療の際の診療情報提供
 - * 現在の症状および診断名
 - * 予後の見込み
 - * 処置および治療の方針
 - * 処方する薬剤については、薬剤名、服用方法、効能、特に注意する副作用
 - * 代替的治療法がある場合は、その内容および利害得失
 - * 手術や侵襲的な検査を勧める場合は、その概要、危険性、実施しない場合の危険性、合併症の有無以上のことを診療情報の提供の原則とします。

但し、以下の場合も想定されますので、医師が適確な判断をするよう努めます。

- * 患者さんが、「知らないでいたい希望」を表明した場合は、これを尊重いたします。
- * 診療情報の提供によって、患者さんの病状が却って悪化する可能性が高いと判断される場合は、御家族等と協議させていただく場合もあります。

4. 診療記録等の開示について

- ① 医師および医療施設の管理者(院長)は、患者さん本人ないし次項で定める申立人が、診療録、その他の診療記録等の閲覧・謄写を求めた場合は、所定の手続きの上、原則としてこれに応じます。
- ② この際、補足的な説明を求めたときには、医師は出来るだけ速やかにこれに応じるよう努めます。

5. 診療記録等の開示を求めうる人・・・申立人といいます。

診療記録等の開示を求めることの出来る人は、原則として次の通りとします。

- ① 患者さんが成人で判断能力のある場合は、患者さん本人。
- ② 患者さんに法定代理人がある場合は、法定代理人。
- ③ 診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人
- ④ 患者さん本人から代理権を与えられた親族
- ⑤ 患者さんが成人で判断能力に疑義がある場合は現実に患者さんの世話をしている親族およびこれに準ずる縁故者

6. 診療記録等の開示を求める手続き

- ① 診療記録等の開示を求めようとする人は、当院「カルテ開示相談窓口」にて所定の方式に従って施設管理者（院長）に申し立てをしてください。
- ② 申立人は、その申立人であることが証明できる書類を御用意ください。
- ③ 申し立て後、当院の「診療記録管理委員会」にて審議し、診療記録等を開示するか否かを決定し、申立人に通知いたします。
- ④ 医療施設の管理者は、診療記録等の謄写に要した代金の実費相当分（コピーをとる場合は一頁につき10円の手数料）を開示請求申立人に請求いたします。

★ 開示することで次のいずれかに該当する場合は、その全部または一部を開示できないことがあります。開示できないという決定に対して不服の場合は、医師会や行政機関等に苦情処理機関が設置されております。

- ① 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利・利益を害する恐れがある場合。
 - * 患者さんと、家族や関係者の人間関係が悪化するなど、これらの人達の利益を害する恐れがある場合。
 - * 患者さん本人に重大な心理的影響を与え、その後の治療効果等に悪影響を及ぼす場合。
- ② 事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れがある場合。
- ③ 他の法令に違反することとなる場合。

★開示にあたっては、必要に応じ、担当医師や職員が説明を行います。その後の開示した診療記録等の内容について、電話での問い合わせにはお答えいたしかねます。

7. 医師相互間の診療情報の提供

- ① 医師は、患者さんの診療のため他の医師、他の医療機関等への診療情報提供をする場合も、本人の同意を原則と致します。
- ② 診療の依頼を受けた医師も、患者さんの同意を得た上で、診療情報を活用することとします。

8. 御遺族に対する診療情報の提供と診療記録等の開示

- ① 医師および医療施設の管理者（院長）は、患者さんが死亡した際には、御遺族に対し死亡に至るまでの診療経過、死亡原因などについての診療情報を懇切丁寧に提供するよう心掛けます。
- ② 診療記録等の開示については、生前の本人の意思、名誉等を尊重するため、患者さんの法定相続人に対して、前項の諸手続きを経て開示することを原則とします。

9. 診療記録等の個人情報の開示請求の窓口は、下記のとおりです。

カルテ開示相談窓口 受付 事務長 工藤 智晃 医事課 診療情報管理室主任 三宅 和子

令和3年4月1日 医療法人財団青山会みくるべ病院 院長 岡崎 有恒